

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	人事委員会事務局	整理番号	2-2
処分の種類	職員団体等の規約の認証の取消し			
根拠法令条例等・条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第8条			
処分の概要	職員団体等の規約の認証の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none">1 規約の認証を受けた職員団体等に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条の規定に該当する事実があるとき。2 職員団体等の規約の認証を取り消す場合には、行政手続法第13条第1項第1号ロの規定により、当該職員団体に対し、聴聞を行うものとする。			
基準の制定根拠	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第8条			